七三　自動車型式指定規則の一部を改正する省令　三〇　269　五〇
七四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令　三〇　269　五一

規　則

○人　事　院
一―四―二九　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則　二　二
一七―〇―一三七　人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則　二　二
八―一八―三一　人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則　八　252　一
○国家公安委員会
一一　新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則　一八　261　一

告　示

○内　閣　府
一二九―国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　二四　一
一三一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件　二六　特94　一
一三三　災害対策基本法の規定に基づき設置した令和三年（二千二十一年）七月一日からの大雨非常災害対策本部を廃止した件　三〇　二
一三四　災害対策基本法の規定に基づき設置した令和三年（二千二十一年）八月の大雨特定災害対策本部を廃止した件　三〇　二
六二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件　三〇　二
六三　道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件　八　二
六四　原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件　一〇　254　五四
六五　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一二　二
六六　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一二　二
六七　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二五　特92　一
五九　○金　融　庁
金融サービスの提供に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会に届出受理事務及び登録事務を行わせることとする件　二　二
六〇　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件　五　二
六一　金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項の規定による指定に係る事項に変更があった件　五　二
六二　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件　五　二
六三　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　九　253　一
六四　信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五四
六五　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五五
六六　保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五六
六七　保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五六
六八　保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号の規定に基づき、金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五六
六九　信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件　一〇　254　五七
七〇　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第十二項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件　一〇　254　五八
七一　信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二に規定する基準を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五九
七二　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二に規定する基準を定める件の一部を改正する件　一〇　254　五九
七三　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　一〇　254　五九
七四　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　一〇　254　六〇